

負担限度額認定証の申請手続きについて(解説)

1. 減額の要件及び補足

減額認定の要件(下記のいずれかに該当する方)

利用者負担段階	対象者		預貯金額(夫婦の場合)【※2】
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員【※1】が市民税非課税で老齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	本人及び世帯全員【※1】 が住民税非課税	年金収入額+合計所得金額 が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階(1)		年金収入額+合計所得金額 が80万円超~120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階(2)		年金収入額+合計所得金額 が120万円超	500万円(1,500万円)以下

【※1】世帯全員には、別居の配偶者や世帯分離の配偶者を含みます。

【※2】第2号被保険者(64歳以下)の方は、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であれば、認定の対象となります。

預貯金等の勘案

本人・および配偶者の預貯金等の金額が、基準額を超えている場合、負担限度額認定証の交付対象にはなりません。なお、施設に入所した時点で預貯金等が基準額を超えており、対象とならなかった場合でも、後に預貯金等が基準額を下回った時点で申請をすることにより負担限度額認定証の交付を受けることが可能です。

※預貯金等の範囲

資産性が高く、換金性の高いもので価格評価が容易なものが対象となります。価格評価を確認できる書類の入手が容易なものについては、申請時に添付を求めます

種類	添付が必要な書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(銀行・支店名・口座名義人等がわかるページと、申請日の直近から2ヶ月までの口座残高がわかるページ) (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	借入証書など(あれば預貯金額から差し引いた額で算定します)

※生命保険/自動車/貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)/その他高価な価値があるもの(絵画・骨董品・家財など)については対象外

なお、預貯金額等の申請を不正に行い、負担限度額認定証の交付を受けて、食費・居住費(滞在費)の減額を受けた場合、給付を受けた額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金が課せられることになります。

2. 「負担限度額認定証」について

介護保険施設を利用したときの食費及び居住費(滞在費)は、介護保険給付の対象外で、自己負担となっています。しかし、市民税非課税世帯の方などは、施設に水色の「負担限度額認定証」を提示すれば、窓口で支払う金額が減額されます。

注意: 次の介護サービス利用時の食費及び居住費(滞在費)は減額になりません。

①デイサービス ②デイケア ③グループホーム ④特定施設入居者生活介護(有料老人ホームやケアハウスなど) ⑤小規模多機能型居宅介護

3. 申請方法

減額要件に当てはまる人は、別添の記入例を参考に申請書に記入し、必要書類を添付の上、地域健康福祉室 長寿・介護保険担当に提出してください(郵送可)。

必要書類

①申請書、同意書(申請書の裏面、配偶者が有の場合は配偶者の同意も必要です。) 代筆可。

②通帳等のコピー(配偶者が有りの場合は、配偶者の通帳等のコピーも必要です)

※生活保護受給者については、通帳等のコピーおよび同意書は不要です。

4. 課税層に対する特例減額措置

現在、市民税課税世帯であっても、一定の要件に該当する場合には、特例的に第3段階として食費及び居住費(滞在費)の負担軽減を受けられる制度があります。(以下の①から⑥を全て満たしていること)

①属する世帯の構成員の数が2以上(※配偶者が同一世帯内に属していない場合は、世帯員の数に1を加えた数が2以上。※施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。②から⑥において同じ。)

②介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担段階第4段階の食費・居住費を負担していること

③全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入額と年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額。以下同じ。)の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下

④全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下

⑤全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない

⑥全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

※配偶者が課税されている場合には世帯分離、あるいは別居して単身の非課税世帯となっている入所者も課税世帯と同様に扱います。このため、入所者本人が単身の非課税世帯であり、世帯外の配偶者が課税されている方についても、特例減額措置の申請ができます。

課税層に対する特例減額措置の要件に該当する方は、申請書のほかに・別途申告書(施設入所の契約書、世帯員全員の確定申告書の写し、源泉徴収票、年金額通知書、預貯金通帳、資産保有状況を確認できる書類等)を持って市役所別館2階地域健康福祉室 長寿・介護保険担当へお越しください。なお、本人以外(家族・施設職員等)であっても申請の代行はできます。

5. 食費及び居住費(滞在費)の基準費用額並びに負担限度額

利用者 負担段階	区分	居住費(滞在費)						食費		
		多床室		従来型個室		ユニット型 個室的多床室	ユニット 型個室	施設 入所者	ショート ステイ 利用者	
		特 養 等	老健・ 療養等	特養等	老健・ 療養等					
認定証の 交付対象者 段階	第 1 段階	生活 保護 受給者 老齢福 祉年金 受給者	0 円	0 円	320 円	490 円	490 円	820 円	300 円	300 円
	第 2 段階	年金収入等 (※1) 80万円以下の方	370 円	370 円	420 円	490 円	490 円	820 円	390 円	600 円
	第 3 段階①	年金収入等 80万円超 120万円以下の方	370 円	370 円	820 円	1,310 円	1,310 円	1,310 円	650 円	1,000 円
	第 3 段階②	年金収入等 120万円超の方	370 円	370 円	820 円	1,310 円	1,310 円	1,310 円	1,360 円	1,300 円
基準費用額(負担 限度額認定の 対象でない方)※2			855 円	377 円	1,171 円	1,668 円	1,668 円	2,006 円	1,445 円	1,445 円

※1公的年金収入金額(非課税年金を含みます)+その他の合計所得金額

※2 負担限度額認定 の対象でない方のご負担いただく額は、利用者と施設の契約により決められます。

6. 減額認定決定通知書の送付

審査の結果、対象となる方には、A4サイズの決定通知と水色の新しい認定証をお送りします。また、対象とならない方には、A4サイズの不承認の決定通知をお送りします。決定通知(不承認も含みます)と新しい認定証は、本人の介護保険被保険者証に記載されている住所にお送りします。「介護保険業務にかかる郵送物送付先住所変更申出書」を提出されている方は、変更された送付先住所へお送りします。

介護保険課からの郵送物の送付先住所変更を希望される方は、「介護保険業務にかかる郵送物送付先住所変更申出書」を提出してください。(提出については地域健康福祉室 長寿・介護保険担当へお問い合わせください。なお、「介護保険業務にかかる郵送物送付先変更申出書」を提出された後は、地域健康福祉室 長寿・介護保険担当からの全ての郵送物の送付先住所が変更されます。枚方市役所の他課からの郵送物送付先は変更されません。)

(問い合わせ先・申請窓口)
〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20
枚方市役所 地域健康福祉室
長寿・介護保険担当 給付G
TEL:072-841-1460(直通)
FAX:072-844-0315